

○江別市障がい福祉計画等策定委員会傍聴要綱（平成18年11月21日健康福祉部長決裁）

○江別市障がい福祉計画等策定委員会傍聴要綱

平成18年11月21日市長決裁

江別市障がい福祉計画等策定委員会傍聴要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、江別市障がい福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続き）

第2条 委員会を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴者受付簿（個人用）（様式第1号）に記入し、委員長の許可を受けなければならない。

2 傍聴者が団体の場合は、代表者又は責任者がその団体の名称、人員、自己の住所を傍聴者受付簿（団体用）（様式第2号）に記入し、委員長の許可を受けなければならない。

（傍聴者数の制限）

第3条 委員長は、必要と認めたときは審議会の傍聴者数を制限することができる。

（入場することができない者）

第4条 次に該当する者は入場することができない。

- （1） 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者。
- （2） 酒気を帯びている者。
- （3） その他会議を妨害するおそれがあると認められる者。

（傍聴者が守るべき事項）

第5条 傍聴者は次の事項を守らなければならない。

- （1） みだりに傍聴席を離れないこと。
- （2） 私語、拍手等をしないこと。
- （3） 議事に批判を加えないこと、又は賛否を表明しないこと。
- （4） 帽子類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を受けたときは、この限りではない。
- （5） その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真等の禁止）

第6条 傍聴者は傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を受けたものは、この限りではない。

（傍聴者の退場）

第7条 傍聴者は、委員長が傍聴を禁じたとき又は退場を命じたときは速やかに退場しなければならない。

（違反に対する措置）

第8条 傍聴者がこの要綱に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月21日から施行する。

附 則（平成20年9月9日）

この要綱は、平成20年9月9日から施行する。